

収 入  
印 紙

## 委託業務契約書

1 委託業務名

2 場 所 大磯町

3 契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 円

4 契約期間 令和 年 月 日 から  
令和 年 月 日 まで

5 契約保証金 免除

6 請負金支払 前金払 する しない  
内払 する (一会計年度 回以内) しない  
精算払 完成検査後適法な請求書を受理して30日以内

上記の業務について、発注者と受注者は、大磯町契約規則を遵守のうえ別添約款によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地

大磯町

大磯町長

池田 東一郎

受注者 所在地又は住所

商号又は名称

役職名

代表者名

(委託業務契約約款)

(総則)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、設計書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）に基づき発注者（以下「甲」という。）からの委託業務を契約期間内に完了しなければならない。

2 前項の設計図書等の表示が明記されていないもの又は誤びゅう若しくは脱漏がある場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

(特約条項)

第2条 この契約が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約（以下、「長期継続契約」という。）の場合は、当該契約に、次の各項に掲げる特約を適用する。それ以外の契約には適用しない。

2 この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額、削減又は予算が不成立となった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

3 前項の規定により、この契約を変更又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は両者協議して定めるものとする。

(工程書等)

第3条 乙は、契約締結の日から7日以内に着手し、設計図書等に基づく工程書及び着手届を作成し、甲に提出してその承諾を受けるものとする。ただし、この契約が長期継続契約の場合は、原則として、履行の始期と同時に着手し、設計図書等に基づく工程書及び着手届を作成し、甲に提出してその承諾を受けるものとする。

(権利の譲渡等)

第4条 乙は、契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、契約者が死亡した場合は相続人又は営業承継人が、契約の承継を申請することができる。

(再委託等)

第5条 乙は、委託業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、申請書により甲の承認を得なければならない。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙の委託業務の処理状況につき調査し、必要な報告を求め、委託業務の処理に関して必要な指示を与えることができるものとする。

(委託業務の変更、中止等)

第7条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部又は一部の中止をすることができる。

2 甲は、前項の規定により契約金額又は契約期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(期間の延長)

第8条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により契約期間内に委託業務を完了し得ないときは、甲にその期間の延長を求めることができる。ただし、その延長の期間は、甲乙協議して定めるものとする。

(損失の負担)

第9条 委託業務の処理に関し生じた損失（第三者に及ぼした損失を含む。）のために必要を生じた経費は、乙の負担とする。

(検査及び引き渡し)

第10条 甲は、委託業務の完成の届出があった日から10日以内に検査を行い、検査に合格したときに完了したものとする。

(契約金の支払)

第11条 乙は、前条の規定により完了した後その正当な請求書により契約金の請求をするものとする。

2 甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(前金払)

第12条 乙が、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と委託業務期間（契約期間）を保証期間とする前払

金の保証に関する契約を締結した場合において、甲に申請したときは、その申請に基づき契約金の前払をすることができる。ただし、契約金額の3割以内とし、5,000万円を限度とする。

(前金払の使用)

第13条 乙は、前金払をこの契約に基づく委託業務に直接必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(内払)

第14条 乙は、委託業務の既済部分の内払を受けようとするときは、既成部分内払申請書に出来形内訳書を添えて甲に申請し、出来形の検査を受け合格した既済部分に対し、その金額の10分の9以内において内払を受けることができる。

2 甲は、前項の申請があったときは、10日以内に検査を行わなければならない。

3 甲は、前各項の規定により、乙の申請を受理した場合において、検査に合格した既済部分に対し、乙の請求に基づいて30日以内に支払うものとする。

4 前金払を受けている既成部分の内払をするときは、第1項の規定にかかわらず次の算出により算定するものとする。

$$\text{内払金額} = \text{出来高金額の9割額} - \left( \text{前金払金額} \times \frac{\text{出来高金額}}{\text{契約金額}} \right)$$

5 乙は、大磯町契約規則第42条第2項第2号に規定する業務委託の既済部分の内払について甲が必要と認める場合は、あらかじめ委託業務契約書に内払回数を明記したうえ、既済部分内払申請書に履行を確認できる書類を添えて甲に申請し、出来形の検査を受け合格した既済部分に対し、その金額の内払を受けることができる。

(履行遅滞の場合における違約金)

第15条 甲が、特に承認した場合のほか、契約期限内に委託業務を完了しないときは、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の2に相当する金額を徴収するものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めるとき。
- (2) 正当な理由なしに着工期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。

(4) 大磯町契約規則に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に通知するものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合、既成部分について、検査に合格したものは、甲の帰属とし、甲は当該部分に対して、その適正な価格を算出して、乙に支払うことができる。

4 第12条の規定に基づく前金払があったときは、前項の規定に基づく支払額と前金払額とを差し引いて精算するものとする。

(契約解除の請求)

第17条 乙は、契約の変更中止等の規定による委託業務の内容変更をしたため、契約金額が2分の1以上に減じ、又は契約履行の中止日数が契約期間の2分の1を超過したときは、契約の解除を請求することができる。

(完成保証人)

第18条 削除

(契約不適合責任)

第19条 甲は、成果物の引き渡しを受けた後において、当該成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることを発見したときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求又は損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、成果物の引き渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合は適用せず、契約不適合責任に関する乙の責任については民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。

3 甲は、成果物の引き渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。

4 第1項の規定は、成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、甲の指示等により

生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第20条 個人情報の取扱いについては、「大磯町個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。

(秘密の保持)

第21条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。契約期間終了後もまた同様とする。

(適用除外)

第22条 この約款の規定のうち第12条・第13条はこの契約に適用しない。

(協議事項)

第23条 この約款に定めのない事項又は、この契約に疑義を生じた事項については、大磯町契約規則によるほか、その都度必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

以下余白